

住民側・〇〇に際しての補足資料（客観的事実に基づく主張・立証）

1 調停の趣旨

土壌汚染未調査箇所に関する再調査を行うこと。

なお、未調査箇所があることは、事業者側が依頼した土壌汚染調査会社の代理人弁護士から送付された作業時の捏造（合成）写真から明らかなもの（**自ら真実の暴露**）。

2 土壌汚染の調査にたどり着くまでの経過

(1) 令和5年10月、住民の質問書に対する説明会開催（**録音、議事録あり**）

7月6日付け質問書(その5)の質問事項として、「工場跡地であること」を指摘

↓

令和5年10月24日の説明会の際に、土壌汚染調査会社（トーエイ環境）の地歴調査報告書が提示されるが、その内容は事実に反した記載（**8/29 地主聴取書あり**）

例) ① レンズの研磨工場→レンズの調整作業所 ※トーエイ環境の調査 7/27

② 物置を改造した工場→15 m²程度の作業所 ※旧地主は、広さは未説明

③ 工場の操業は、昭和35年から40年代前半の6、7年→短期間存在

④ 洗浄工程で有機溶剤の使用を指摘→有害物質使用の明白性はない

(2) 令和6年3月に「〇〇〇〇(2回):3/5 及び 3/26」

地歴の調査報告書が、複数提示され、お互いの調査書簡の整合性・記載内容に齟齬が存在し、かつ、記載内容及び引用している論文等も根拠に乏しく、明らかな虚偽記載等が散見され、事業者側の主張は支離滅裂で、事実は、益々混迷

↓

その場で住民代表らが質問をすると、事業者側の責任者（FJ ネクストの当時は次長、現在部長代理）が、「専門家が作成した資料だから、問題ないと考えている。」との回答に終始するのみで、住民の具体的質問に一切回答不能

(3) 住民側は、令和6年4月に、〇〇〇〇時の土壌汚染に関する提示資料（約15ページ）に対する質問書を提出、かつ、地歴の調査に関し説明会の開催要請

↓

事業者側、回答はしてきたが、内容は変わらず支離滅裂のまま、説明会は開催しないと拒絶

(4) 住民側、令和5年12月提出の開発事業計画に係る意見書及び令和6年6月提示の再意見書の中で、工場跡地であり、土壌汚染の調査の必要性を主張



事業者側の見解書及び再見解書は、的を外した回答に終始

- (5) 令和 6 年 10 月に磯子区選出の市議員が中に入り、FI ネクスト責任者(部長代理)に対し「住民と腹を割った話し合い」を行うように提案



それを受けて、住民側代表 4 名と FJ ネクストの担当者 2 名(部長代理、係長)が町内会館で協議し、まずは、土壤汚染の関連につき、その資料を作成したトーエイ環境の主任技術者出席のもとで説明会の開催を約束(10/30、**録音あり**)

- (6) 令和 7 年 1 月 14 日に、町内会館において、近隣住民、磯子区選出の市議員及び町内会長同席の下、「地歴の調査及び土壤汚染に係る説明会」が開催
その際の事業者側の回答者は、トーエイ環境の主任技術者(**録音、議事録あり**)



- ① 住民及び市議員らの質問に対し、土壤汚染の調査を行った主任技術者は、一切真面な回答が出来ず、提示した地歴の調査報告書の記載内容が出鱈目(虚偽)であることが発覚
- ② 主任技術者は回答に窮すると土地購入担当者である FJ ネクストの部長代理に向かって、「お前に言ったよな、工場跡地だってことを!」、「先に話があった大手のデベロッパーは、工場跡地と説明したら購入を断念したが、お前は、それでも良いと言って購入したんだよな!」と言い訳を連発
- ③ 結果、事業者側が購入した敷地がレンズの研磨工場の跡地であり、当時の製造工程からして、研磨剤として、「酸化セリウム(呼吸毒性)」、「石油ピッチ(発がん性)」、洗浄剤として「有機溶剤であるトリクロロエチレンなど」の使用があったことを、土壤汚染の調査会社の主任技術者が認めた



- ④ 事業者側の FJ ネクストの部長代理が工場跡地であることを承知で購入していたが、住民らからの追及に対し、1 年 3 カ月に渡り素知らぬ振りをしていた事実が発覚し場内騒然(住民からの罵声が飛び交った)
- ⑤ 突然、FJ ネクストの部長代理が「会社として土壤汚染調査をすることを英断した。」と言い出し、用意していた「土壤汚染調査計画書」が示されるが、調査ポイントは工場があったと思われる周辺箇所のみを提案



- ⑥ 住民代表が、①工場があった際の排水経路(露天掘り)、②池築造時の作業員の有機溶剤中毒と思われる災害の事実、③井戸には有機溶剤が混入し保健所から飲料水としての使用を禁止されていたこと、かつ④敷地が北下がりの

傾斜であることから、敷地全体に汚染物質が拡大していることを指摘(図面参照)



- ⑦ 事業者側のユーエスアイ・エンジニアリングの担当課長がその点を了解し、敷地全体の土壌汚染の調査を行うことを、その場で約束
- ⑧ 土壌汚染の調査会社のトーエイ環境の主任技術者は、有機溶剤以外にも、酸化セリウム及び石油ピッチの調査も同時に行った方が良いと指示し、「以後本件には、今後一切関わらない。」と発言し、説明会を途中退席

3 土壌汚染の調査の経過

(1) 令和7年4月に、代理人弁護士から土壌汚染の一次調査計画書が送付

- ① 調査日は、令和7年5月14日及び15日の終日と記載



- ② 令和7年1月の説明会の際に、土壌汚染調査会社の主任技術者が調査対象物質として入れると明言した「酸化セリウム」及び「石油ピッチ」が、調査対象物質から外れていることにつき質問書を送付



- ③ 代理人弁護士から、土壌汚染対策法に規定がない物質なので、除外したと約束に反する回答書が送付

(2) 令和7年5月14日に土壌汚染の一次調査実施

- ① 近隣住民の5家族は、居宅の2階から、つぶさに調査内容を確認
- ② 資料採取32地点が、準備作業から作業終了まで3時間程度の作業に不信
- ③ 旧邸宅のコンクリート基礎部分については、削孔音が殆ど聞こえなかったため、翌日実施と近隣住民らは考えたが、翌日に調査は無し

(3) 令和7年5月30日付の第一次調査の結果報告書及び二次調査の計画書が届く

- ① 第一次調査結果の報告書に関し、土壌汚染調査会社の押印なし
- ② 実際に作業を行った下請け作業員の所属会社及び資料の分析を行った会社の計量証明及び測定士の名前すら見当たらず



- ④ 代理人弁護士あてに、下請け会社、計量証明の要請
- ⑤ 一次調査で32地点すべてを行ったと思えないことから、調査報告書の内容につき説明会の開催を要請



- ⑥ 代理人弁護士らから、「真正な手続きで行われたものであるから、証明等の押印はなくても問題が無い。」と理解不能な回答があり、記名押印を拒否

⑦ 説明会の開催に関しては、「お送りした資料の通りであり、開催はしない」との回答

(3) 令和7年6月5日、6日に、土壤汚染の二次調査が実施

- ① 両日とも、ほぼ終日作業
- ② 両日とも、晴天であり、気温は急上昇
- ③ 採取試料の保管状況(JIS 規定で冷暗所保存)などに大きな疑問

(4) 令和7年7月9日付け、「土壤汚染に係る二次調査報告書及び除染計画書」届く

- ① 分析結果は、JIS 規格に基づくものであり、法的に「計量証明付き」でなければ有効でないのに、単なる測定証明であり法的な効力無し
- ② 二次調査の試料採取時の資料の保管方法、分析日時などに大きな疑問があったため、代理人弁護士に説明会の開催を要請

↓

代理人弁護士からは、「送付した資料の通りであり、説明会の開催の予定はない」との回答

(5) 令和7年9月19日、試料採取状況に関し現地確認とそれに対するその後の動向

- ① 場内草刈りの最終検査に来た FJ ネクストの担当係長と面談し、コンクリート基礎の部分の試料採取の状況を確認 (写真参照)
- ② コンクリート基礎部分の7地点について、近隣住民と FJ ネクストに帯同していた担当課長と確認作業実施し、その結果、すべての穴がコンクリート基礎を貫通しておらず、かつ、2箇所において削孔跡すらないことが判明(穴が僅かに空いている個所は、鉄筋層の棒を突っ込み貫通していないことを確認済)
- ③ 令和7年10月13日付け書簡において、未調査の内容を写真付きで、土壤汚染調査会社であるトーエイ環境に指摘・質問

↓

- ④ 令和7年11月1日、土壤汚染調査会社のトーエイ環境株式会社の代理人弁護士から、土壤汚染調査時の作業写真が送付されたが、捏造(合成)写真であることが判明し、事業者自らが真実の暴露を行い未調査が確定(写真参照)

↓

- ⑤ 令和7年11月15日、上記捏造(合成)の事実をトーエイ環境及び代理人弁護士に送付し、建築主 FJ ネクストと協議の上、再調査を行うことを要請

↓

- ⑥ 代理人弁護士からも、FJ ネクストからも再調査の有無についての回答はなく、止む無く、令和8年1月16日に「〇〇申出書」を横浜市に提出 以上

【住民側の〇〇に際しての要請事項】

- (1) 旧邸宅基礎部分の第一次土壌汚染の再調査を行うこと
- (2) 過去の庭師の災害事例から、池周辺の調査を入念に行うこと
- (3) 工場の排水経路付近に則した地点の調査を入念に行うこと(図面参照)
- (4) 過去に保健所の検査において、有機溶剤含有により飲料水としての使用不可とされた井戸付近の再調査を行うこと
- (5) 試料採取及び試料分析は、住民が指定する専門業者で行うこと
- (6) 資料の分析結果については、計量証明書を添付のこと
- (7) 1次調査の結果に基づいて、2次調査を実施すること
- (8) 1次調査及び2次調査の結果については、住民に対し説明会を開催すること
- (9) 除染作業を行う際は、事前に除染工事業者が住民に対し説明会を開催すること